



高齢者

介護保険制度

問 区役所福祉課、総合出張所、介護保険課

介護が必要な状態になっても、高齢者等が、住みなれた地域で安心して生活できるよう社会全体で介護を支えていく制度です。利用者の所得に応じて1割～3割の自己負担(保険対象部分に限る)で、サービスを利用することができます。

●利用するには

日常生活において介護が必要であると認定されると介護サービスを利用できます。この認定を要介護(要支援)認定といいます。

この認定の申請が出来るのは、次のいずれかに該当する方です。

- 65歳以上の方(第1号被保険者)
- 40歳～64歳の方(第2号被保険者)で、厚生労働省が指定する16種類の疾病が原因で介護が必要となった方(初老期における認知症や脳血管疾患、パーキンソン病など)

●申請手続き

要介護(要支援)認定の申請は区役所または総合出張所の窓口で受付を行うほか、自宅等からのオンライン申請も可能です。申請には介護保険被保険者証とかかりつけの医師がわかるもの(受診券など)が必要です。この手続きは、本人や家族以外にも担当のケアマネジャーや高齢者支援センターささえりあの職員などが代行することができます。

なお、医療保険の保険証の提示にご協力ください。

●熊本市へ転入した方へ

以前の住所地で要介護認定を受けていた場合はその要介護度を引き継ぐことができます。転入日から14日以内に引継ぎの手続きを行ってください。

●熊本市から転出する方へ

要介護認定を受けていた方が市外へ転出する場合は、転出先の市町村にて、転出日から14日以内に引継ぎの手続きを行ってください。

おでかけICカード②

問 区役所福祉課、総合出張所

高齢者の方が積極的に社会参加し健康でいきいきとした生活を送るため、おでかけICカードを交付しています。

※障がい者の方のおでかけICカード①は、47ページ参照。

「おでかけICカード②」を利用することで、市内を運行する路線バス・電鉄電車、市電を下記の負担額で利用することができます。

※通勤・通学・営業活動には利用できません。

対象者	70歳以上の方
運賃負担額	通常運賃の2割
受付・交付窓口	区役所福祉課、総合出張所
必要なもの	手数料500円、本人確認書類

老人福祉センター

問 高齢福祉課

☎328-2963

高齢者の健康づくりや生涯学習、レクリエーション、集会の場として市内6か所にあります。また、浴場も備えています(入浴できる曜日は施設によって異なります)。

施設名	所在地	電話番号
東老人福祉センター	東区健軍本町31-20	☎367-9331
北老人福祉センター	北区八景水谷1丁目2-6	☎343-8074
天明老人福祉センター	南区銭塘町2172	☎223-2498
西里老人福祉センター	北区徳王町870	☎352-2131
城南老人福祉センター	南区城南町宮地1050	☎0964-28-3820
富合老人福祉センター	南区富合町木原2319	☎358-1592

入館料	無料(入浴料100円)
休館日	日曜日、祝日、年末年始



介護保険料

問 区役所福祉課、介護保険課

☎328-2347

●40歳～64歳の方

介護保険料は加入している健康保険によって異なります。その額は、加入している健康保険の算定方法によって決まり、健康保険料と併せて支払うことになります。

●65歳以上の方

基準額(第5段階:年額76,800円)をもとに、本人の所得や世帯の課税状況に応じた料率を乗じ、15段階に分かれます。

段階	対象者			料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者			0.285	1,824円	21,888円
	老齢福祉年金 ^(※1) の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合					
	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の「公的年金等収入金額 ^(※2) 」と「合計所得金額 ^(※3) －譲渡特別控除額 ^(※4) －公的年金等所得金額 ^(※5) 」の合計が80.9万円以下の場合			
第2段階			本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80.9万円を超え、120万円以下の場合	0.37	2,368円	28,416円
第3段階			本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合	0.645	4,128円	49,536円
第4段階		世帯課税	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80.9万円以下の場合	0.875	5,600円	67,200円
第5段階 (基準額)	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80.9万円を超える場合		1	6,400円	76,800円	
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額	120万円未満の場合	1.1	7,040円	84,480円
第7段階			120万円以上210万円未満の場合	1.3	8,320円	99,840円
第8段階			210万円以上320万円未満の場合	1.5	9,600円	115,200円
第9段階			320万円以上420万円未満の場合	1.7	10,880円	130,560円
第10段階			420万円以上520万円未満の場合	1.9	12,160円	145,920円
第11段階			520万円以上620万円未満の場合	2.1	13,440円	161,280円
第12段階			620万円以上720万円未満の場合	2.3	14,720円	176,640円
第13段階			720万円以上820万円未満の場合	2.5	16,000円	192,000円
第14段階			820万円以上920万円未満の場合	2.7	17,280円	207,360円
第15段階			920万円以上の場合	2.9	18,560円	222,720円

※第1段階～第3段階までの料率は、公費投入により軽減されています。

(※1)老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた方などに支給される年金。

(※2)公的年金等収入金額：前年の税法上課税対象となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれない。

(※3)合計所得金額：収入金額から必要経費などに相当する金額を差し引いた金額の合計額(各種控除前の金額。合計所得金額が0を下回った場合には0とみなす。)。第1段階～第5段階の方においては、給与所得がある場合、所得金額調整控除前の給与所得金額から10万円を控除した金額。

(※4)譲渡特別控除額：土地、建物等の長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額。

(※5)公的年金等所得金額：公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額。



高齢者支援センターささえりあ

問 区役所福祉課

本市では市内を27の日常生活圏域に分け、それぞれに1か所ずつ高齢者支援センターささえりあを設置しています。各センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門的スタッフを配置し、在宅生活に関する様々な相談や介護予防のマネジメントなど、高齢者への総合相談窓口として地域の方へ支援を行います。

圏域	対象校区	名称	住所	問合せ
中央1	壺川、城東、慶徳、一新、五福	熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本中央	中央区新町4丁目1-26	☎319-0222
中央2	本荘、春竹、向山	熊本市高齢者支援センターささえりあ 本荘	中央区本荘4丁目1-3	☎221-3242
中央3	碩台、黒髪	熊本市高齢者支援センターささえりあ 子飼	中央区西子飼町8-18 RIXBambino1階	☎243-2233
中央4	白川、大江、白山	熊本市高齢者支援センターささえりあ 天神	中央区大江5丁目5-28 阿部ビル1階103	☎327-9327
中央5	出水、出水南、砂取	熊本市高齢者支援センターささえりあ 水前寺	中央区出水1丁目4-21 1階	☎362-0065
中央6	託麻原、帯山、帯山西	熊本市高齢者支援センターささえりあ 帯山	中央区保田窪1丁目1-33 第2大田ビル1階	☎241-0230
東1	尾ノ上、東町、健軍東、山ノ内、月出	熊本市高齢者支援センターささえりあ 尾ノ上	東区尾ノ上1丁目14-27	☎377-8056
東2	西原、託麻西	熊本市高齢者支援センターささえりあ 保田窪	東区保田窪本町10-114 グランフィーネ保田窪1階	☎387-8201
東3	託麻東、託麻北、託麻南、長嶺	熊本市高齢者支援センターささえりあ 託麻	東区戸島西2丁目6-132	☎282-8249
東4	画図、健軍、泉ヶ丘	熊本市高齢者支援センターささえりあ 江津湖	東区神水本町25-25	☎214-6888
東5	秋津、若葉、桜木、桜木東	熊本市高齢者支援センターささえりあ あさひば	東区花立2丁目4-5 花立ヒルズ1階	☎360-5550
西1	城山、高橋、池上	熊本市高齢者支援センターささえりあ 三和	西區城山下代4丁目10-16B号室	☎329-6743
西2	城西、花園、池田	熊本市高齢者支援センターささえりあ 井芹	西區島崎2丁目11-13	☎311-5311
西3	古町、春日、白坪	熊本市高齢者支援センターささえりあ 花陵	西區春日6丁目19-2 マーブル春日1階	☎247-6030
西4	芳野、河内	熊本市高齢者支援センターささえりあ 金峰	西區河内町野出1948-1	☎277-2588
西5	小島、中島	熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本西	西區小島8丁目9-13	☎329-2016
南1	富合	熊本市高齢者支援センターささえりあ 富合	南区富合町廻江599-4	☎358-5556
南2	田迎、田迎南、田迎西、御幸	熊本市高齢者支援センターささえりあ 幸田	南区田井島2丁目9-9 田井島スクエアI	☎370-5055
南3	力合、力合西、城南、川尻、日吉、日吉東	熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本南	南区南高江6丁目7-35 (南部まちづくりセンター内)	☎358-7222
南4	飽田東、飽田西、飽田南	熊本市高齢者支援センターささえりあ 飽田	南区会富町1333-1 (飽田まちづくりセンター内)	☎227-1695
南5	銭塘、奥古閑、川口、中緑	熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明	南区銭塘町2138-2	☎223-2660
南6	杉上、隈庄、豊田	熊本市高齢者支援センターささえりあ 城南	南区城南町宮地1050 (城南まちづくりセンター内)	☎0964-28-1131
北1	植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底	熊本市高齢者支援センターささえりあ 植木	北区植木町植木555	☎272-6914
北2	川上、北部東、西里	熊本市高齢者支援センターささえりあ 北部	北区鹿子木町66 (北部まちづくりセンター内)	☎275-6355
北3	高平台、清水	熊本市高齢者支援センターささえりあ 清水・高平	北区山室6丁目8-2	☎343-0170
北4	城北、麻生田	熊本市高齢者支援センターささえりあ 新地	北区清水新地2丁目19-24	☎288-4800
北5	龍田、武蔵、弓削、龍田西、楠、楡木	熊本市高齢者支援センターささえりあ 武蔵塚	北区武蔵ヶ丘1丁目9-1 1階	☎339-8130



その他高齢者向けの事業

事業名	内容	問合せ
高齢者介護用品支給事業	65歳以上の要介護度4または5の高齢者(40歳以上65歳未満で特定疾病に該当する方を含む)を在宅で介護する家族の方に対して、紙おむつなどを現物支給します(ただし、市民税非課税世帯の方に限ります)。	区役所福祉課、 高齢者支援センター ささえりあ
住宅改造費助成	65歳以上の要支援および要介護認定者で、日常生活を営むのに支障がある住宅を改造する場合に、必要な経費の一部を助成します(所得制限があります)。	
高齢者生活援助事業	退院後の生活や緊急的な体調不良により、家事を行うことが困難な方に対して、生活援助員を派遣し、一時的に家事などの援助を行います(負担金があります)。	
養護老人ホームへの入所	環境上の理由および経済的理由により在宅での生活が難しい方などの養護老人ホーム入所の相談を受けています。	
高齢者安心支援事業	おおむね65歳以上のひとり暮らしなどの高齢者で見守りの必要がある方に、簡単な操作で自動通報ができる装置を貸与します。	
日常生活自立支援事業	認知症や障がいなどによって、日常生活上の判断に不安がある方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためのお手伝いをします。 ●福祉サービス利用援助:安心して生活するため福祉サービス利用に関する相談や利用料を支払う手続き等を支援します。 ●日常的金銭管理サービス:公共料金の支払いなど生活上の金銭管理や諸手続きを支援します。 ●書類等預かりサービス:年金証書や契約書類、預貯金通帳などを預かります。	熊本市社会福祉協議会 ☎247-7720
寝具無料乾燥事業	本人や家族が布団の衛生管理が困難な世帯で、65歳以上のひとり暮らしおよび高齢者世帯の方や障がい者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神保健福祉手帳1級)に対して、布団を無料で丸洗い、乾燥、消毒します(ただし、生活保護又は市民税非課税世帯の方に限ります)。受け付け期間は6月(予定)です。	区役所福祉課、 総合出張所、 高齢者支援センター ささえりあ
敬老祝賀	満100歳の誕生日を迎える方に祝品をお渡しします。	高齢福祉課 ☎328-2963
高齢者住宅バリアフリー化改修補助事業	65歳以上の要支援又は要介護認定を受けていない方の住宅のバリアフリー化改修工事費用の一部を補助します(所得制限があります)。	住宅政策課 ☎328-2989

高齢者向けの施設など

施設名	概要	所在地	電話番号・問合せ
お達者文化会館	高齢者の健康増進や生きがいづくりを促進し、介護知識や介護方法などの普及を図り、高齢者がいきいきとした健康で文化的な生活を送れるようにするための施設です。	南区馬渡1丁目7-1	☎370-1672
南部万年青会館		南区八幡6丁目9-25	☎358-7105
東部はつらつ交流会館		東区秋津3丁目17-23	☎360-6885
高齢者技能習得センター	高齢者の技能習得の機会と場を提供し高齢者の積極的な社会参加を促進するための施設です。	西区島崎4丁目2-95	☎325-7616
夢もやい館(介護予防トレーニング室)	高齢者の健康維持や介護予防のため、トレーニング器具を使った運動や高齢者スポーツ教室などを開催します。(利用は登録が必要) 利用時間:午前9時～午後8時 対象:市内に住む60歳以上の方 休館日:日曜日、祝日、年末年始	北区楠1丁目 20-5-101	☎338-3210

施設名	概要	所在地	電話番号・問合せ
老人農園	高齢者の健康づくり・仲間づくりに役立ててもらうために農園を開設しています。	市内3か所 (健軍・若葉・島崎)	高齢福祉課 ☎328-2963
老人憩の家	高齢者がレクリエーションや集会などのために気軽に利用できるよう設置しています。	市内126か所	
シルバー人材センター	健康で働く意欲のある高齢者が会員として登録し、家庭・事業所・公共団体などから受けた仕事を会員に提供し、働いた仕事に応じた配分金を支払っています。 対象:市内に住む60歳以上でセンターの趣旨に賛同した方 仕事の内容:木の手入れ、家事手伝い、子育て支援、除草、屋内外清掃、管理、宛名書き、日曜大工など、臨時的・短期的なもの	南区平成1丁目10-8 健康センター平成分室 2階	☎322-3300

障がい者

身体障害者手帳の交付

問 区役所福祉課、総合出張所

身体の障がいの種類や程度を記載した手帳で、いろいろな支援を受ける際に必要です。

☑必要なもの

指定医師の診断書(所定の用紙)、顔写真(縦4cm×横3cm)、マイナンバー確認書類など

療育手帳の交付

問 区役所福祉課、総合出張所

知的障がいのある方に交付する手帳で、いろいろな支援を受ける際に必要です。

☑必要なもの

顔写真(縦4cm×横3cm)、マイナンバー確認書類など

精神障害者保健福祉手帳の交付

問 区役所福祉課、総合出張所

精神障がいのある方に交付する手帳で、いろいろな支援を受ける際に必要です。

☑必要なもの

医師の診断書または障害年金証書(特別障害給付金受給者証)と年金振込通知書(国庫金振込通知書または国庫金送金通知書)の写し、顔写真(縦4cm×横3cm)、印鑑、マイナンバーに係る確認書類など

指定難病医療費の助成

問 区役所福祉課

国が指定した「指定難病」と診断され、「重症度分類等」に照らして病状の程度が一定程度以上の難病患者の方に医療費の助成を行います。
(世帯の所得などに応じ自己負担上限の月額が異なります)

☑必要なもの

申請書、臨床調査個人票(診断書)、健康保険及び保険世帯を確認できる書類(コピー)など

特別児童扶養手当

問 区役所福祉課、総合出張所

20歳未満で在宅の心身障がい児(施設入所中を除く)を持つ父母、養育者に手当を支給します(所得制限があります)。

支給額

こども一人につき手当等級が1級の方は
月額56,800円、手当等級が2級の方は
月額37,830円

☑必要なもの

戸籍謄本、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書(所定の用紙)、受給者名義の金融機関の通帳、マイナンバー確認書類など



福祉(高齢者・障がい者・他)

※令和7年(2025年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

特別障害者手当

問 区役所福祉課、総合出張所

重度の障がいのために日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以上の方に支給します。ただし、病院に3カ月以上入院しているときや施設に入所しているときは支給されません(所得制限があります)。

支給額	月額29,590円
-----	-----------

障害児福祉手当

問 区役所福祉課、総合出張所

重度の障がいのために日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の方に支給します。ただし、施設に入所しているときは支給されません(所得制限があります)。

支給額	月額16,100円
-----	-----------

重度心身障がい者(児)医療費助成

問 区役所福祉課、総合出張所

重度の障がいのある方が各種健康保険による診療を受けた場合、医療費の一部負担金のうち、全額または3分の2を助成します。

対象	手帳	助成
20歳未満	身体障害者手帳1級・2級 療育手帳A1・A2 精神保健福祉手帳1級	全額助成
20歳以上 (所得制限あり)	身体障害者手帳1級 療育手帳A1 精神保健福祉手帳1級 (入院期間連続15年以上)	全額助成
	身体障害者手帳2級 療育手帳A2 精神保健福祉手帳1級 (入院期間連続15年未満)	3分の2 助成

自立支援医療(更生医療)の給付

問 区役所福祉課、総合出張所

体が不自由な方の障がいを軽くしたり、障がいの進行を防いだり、または取り除いたりして、日常生活を容易にするために必要な医療費(手術、人工透析など)を給付します(1割は自己負担。なお、市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります)。

☑必要なもの

身体障害者手帳、指定医療機関による意見書、健康保険の情報が分かるもの、マイナンバー確認書類など

自立支援医療(精神通院)の給付

問 区役所福祉課、総合出張所

精神疾患のために通院中の方の通院医療費を給付します(1割は自己負担。なお、市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります)。

☑必要なもの

指定医療機関による意見書、健康保険証、1年間の収入額が分かる書類(非課税世帯のみ)、マイナンバーに係る確認書類など

補装具の購入費等の助成

問 区役所福祉課、総合出張所

体が不自由な方の機能を補うための義肢、装具、車椅子、補聴器、眼鏡などの購入・借受け・修理の助成を行います(1割は自己負担)。購入前にご相談ください。

日常生活用具の給付

問 区役所福祉課、総合出張所

重度の身体障がい・知的障がい・精神障がいがある方や難病患者が使用する福祉用具などを給付します(1割は自己負担)。購入前にご相談ください。

おでかけICカード①

問 区役所福祉課、総合出張所

障がい者の方が積極的に社会参加し健康でいきいきとした生活を送るため、おでかけICカードを交付しています。

※高齢者の方のおでかけICカード②は42ページ参照。

「おでかけICカード①」を利用することで、市内を運行する路線バス・電鉄電車、市電を下記の負担額で利用することができます。

※通勤・通学・営業活動には利用できません。

対象者	身体障害者手帳1～3級 療育手帳A1・A2・B1 精神障害者保健福祉手帳1～3級 をお持ちの方
運賃負担額	通常運賃の1割
受付・交付窓口	区役所福祉課、総合出張所
必要なもの	手数料500円、お持ちの各手帳



福祉(高齢者・障がい者・他)

※令和7年(2025年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市外局番096を省略しています。

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は各課電話番号一覧(6、7ページ)をご覧ください。

障害者住宅改造費助成

問 障がい福祉課

☎361-2519

身体や知的に障がいのある方が安全で快適に自宅での生活が送れるように、玄関、廊下、浴室、便所などを改造するための費用を助成します(所得制限あり)。

自立支援給付等

問 区役所福祉課

国の制度として、介護給付(居宅介護、短期入所、施設入所など)、訓練等給付(自立訓練や就労支援、グループホームなど)、障害児通所給付、計画相談支援給付等があります。

市町村の制度として、自立支援給付の対象となるサービス以外に、地域生活支援事業によるサービスがあります。

障がい者相談支援センター

障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、各種の相談や必要な支援を行います。障がいのある方や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を行っています。

名称	住所	電話番号
熊本市障がい者相談支援センター ちゅうおう	中央区萩原町3番21号1-B	☎285-7144
熊本市障がい者相談支援センター ウィズ	中央区新大江3丁目20-3	☎200-1571
熊本市障がい者相談支援センター 青空	東区長嶺西3丁目1-35	☎237-6777
熊本市障がい者相談支援センター きらり	東区健軍1丁目27-3	☎237-7563
熊本市障がい者相談支援センター すてっぷ	西区城山代2丁目1-3	☎276-6454
熊本市障がい者相談支援センター じょうなん	南区田迎5丁目1-27 KSビル1-B	☎285-8757
熊本市障がい者相談支援センター 絆	南区城南町宮地1050(城南まちづくりセンター内)	☎0964-28-7799
熊本市障がい者相談支援センター アシスト	北区武蔵ヶ丘1丁目9-1	☎288-5012
熊本市障がい者相談支援センター チャレンジ	北区西梶尾町451-1西嶋第2ビル102号	☎215-9500

障がい者福祉相談所

身体及び知的障がいに関する判定を行います。医師や心理判定員、理学療法士、言語聴覚士などが、専門的な立場から支援します。

- 身体障害者手帳の相談
 - 18歳以上の方の療育手帳の相談・面接
 - 義肢・装具・車椅子等、補装具についての相談・判定
- ※来所相談は事前の予約が必要です。

◆中央区大江5丁目1-50 こどもセンター(あいぱるくまもと)1階
☎362-6500「交通局前」電停、「交通局前」バス停下車

こころの健康センター

様々なこころの健康についての相談や、知識の普及などを行います。

電話・来所相談	平日 午前9時～午後4時 ※来所相談は、電話による事前の予約が必要です。
---------	---

◆中央区大江5丁目1-1ウェルパルクまもと3階
☎362-8100「交通局前」電停、「交通局前」バス停下車

ひきこもり支援センター りんく

ひきこもりでお悩みの本人、家族などからの相談をお受けしています。

電話・来所相談	平日 午前9時～午後4時 ※来所相談は、電話による事前の予約が必要です。
---------	---

◆中央区大江5丁目1-1ウェルパルクまもと3階
☎366-2220「交通局前」電停、「交通局前」バス停下車

発達障がい者支援センターみなわ

自閉スペクトラム症などの発達障がいを有する障がい児(者)や家族等に対する相談支援・発達支援・就労支援などを行います。

電話・来所相談	月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時半～午後5時15分 ※来所相談は電話にて要予約
メール相談	kchssc@kumamoto-minawa.com

◆中央区大江5丁目1-1ウェルパルクまもと2階
☎366-1919「交通局前」電停、「交通局前」バス停下車

障がい者福祉センター希望荘

障がいのある方や家族などに交流・研修の場を提供したり、学習講座や総合相談、日常生活や社会適応の訓練、入浴サービスなどいろいろな事業を行っています。詳しくはお問い合わせください。

◆中央区大江5丁目1-15 ☎371-5533 FAX 364-5309



くまもと障がい者ワーク・ ライフサポートセンター「縁」

就労及びそれに伴う日常生活の支援を必要とする障がいのある方の相談及び支援を行っています。

◆中央区白山2丁目1-1白山堂ビル1階

☎288-0500 「味噌天神前」電停、「味噌天神前」バス停下車

点字・声の市政だより

問 広報課

☎328-2043

目の不自由な方のために毎月、「点字版市政だより(B5判)」「声の市政だより(CD)」を発行しています。

郵送による図書の貸し出し

問 市立図書館

☎363-4522

身体が不自由で来館できない方(身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている方)に、郵送貸出(無料)を行っています。

貸出資料	図書、カセットテープ、朗読CD、大活字本など
貸出冊数	1回に8冊(巻)まで(重量3kg以内)
貸出期間	30日以内

その他の制度

制度	問合せ
・在宅重度障害者緊急通報システムの貸与 ・重度身体障害者用自動車改造費助成 ・障害者自動運転免許取得費助成 ・心身障害者扶養共済制度	障がい福祉課 ☎361-2519
・有料道路割引 ・NHK受信料減免 ・障がい者福祉タクシー利用券 ・障がい者燃料費助成券	区役所福祉課、 総合出張所

障がい者虐待に関する相談・通報窓口

問 障がい福祉課

障がい者虐待に関する相談・通報窓口として、障がい者虐待防止センターを設置しています。

虐待に対する相談をしたい方や、家庭・施設・職場などで虐待を受けたり、または見聞きした方は連絡ください。

☎363-9111 (24時間受付)

その他

民生委員・児童委員(主任児童委員)

問 健康福祉政策課 ☎328-2340、区役所福祉課

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の福祉を充実させるため、社会福祉全般にわたる相談に応じたり関係機関につなぐ役割を担います。主任児童委員は地域の児童福祉に関する事項を専門的に担当しています。

問題解決や予防に向け、地域の方や相談者と一緒に取り組んでいきます。相談内容や身の上などの個人の秘密は外に漏れることはありません。安心してご相談ください。

生活保護

問 区役所保護課

自分の生活のために、あらゆる資産等を活用してなおかつ生活に困るとき、その方の生活を援助する制度です。生活に困っている方が定められた条件にあてはまるとき、国が暮らしや住まい、教育、医療などの援助を行い最低限度の生活を保障し、自立のためのお手伝いをします。

●申請

生活保護に関することは、区役所保護課か総合出張所へご相談ください。

やむを得ない理由で本人が申請できない場合には親族が本人に代わって申請することができます。

●生活保護の決定

申請により担当職員が家庭を訪問し、実状を調査したうえで福祉事務所(保護課)が決定します。保護費の額は、年齢や家族構成、困窮の程度によって異なります。

詳しくはお住まいの区役所保護課へお問い合わせください。

ごみ出しの支援を行っています(ふれあい収集)

問 区役所総務企画課、廃棄物計画課 ☎328-2359

同居する全ての方が次の要件のいずれかに該当し、ごみステーションまでごみを出すことが難しく、他の方の協力を得ることができない場合、自宅の玄関前など、事前に取り決めた場所に出されたごみを収集に伺います。

対象となる要件

- ・要介護1～5までの方
- ・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方(肢体不自由または視覚障害の方のみ)
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ・療育手帳Aの交付を受けている方
- ・その他、何らかの事情でごみをごみステーションまで出すことが困難と認められる方